

青森大学における公的研究費に係る内部監査要項

(趣旨)

第1 青森大学(以下「本学」という。)における公的研究費に係る内部監査の制度、実施及び報告に関しては、この要項による。

(監査の定義と目的)

第2 内部監査(以下「監査」という。)とは、学長の命により、本学において委任管理を行う公的研究費の執行状況を、関係法令及び本学諸規程等に照らし、公正及び客観的な立場で検証、評価を行い、不正執行の未然防止と適正執行の推進を図ることをいう。

(監査責任者)

第3 監査責任者は、青森大学科学研究費補助金等公的研究費取扱規程第3条に規定する統括管理責任者とする。

(監査担当者)

第4 監査を担当する者(以下「監査担当者」という。)は、統括管理責任者が部門責任者及び学内の教職員の中から学長に推薦し、学長が指名する。

2 監査担当者は、前項により指名された者及び経営戦略局次長とする。

3 統括管理責任者は、必要と認めるときは、前項に定める者の他、学長の許可を得て監査業務を委嘱することができる。

(監査の方法)

第5 監査の方法は次のとおりとする。

(1) 通常監査

監査計画に基づき、研究計画調書・交付申請書・収支簿・証拠書類等により、当該研究課題における遂行状況及び経費の執行状況について行う監査。

(2) 特別監査

通常監査に加えて、実地検査等を伴う監査。

(3) リスクアプローチ監査

不正が発生するリスク要因を踏まえ、サンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めた監査。

(4) 機関監査

管理体制に不備がないか等に関する監査。

(監査の対象)

第6 監査は、原則として内部監査を行う年度の前年度実績分の10%程度を対象とし、当該年度の科学研究費助成事業を含むものとする。

(監査担当者の権限)

第7 監査担当者の権限は、次のとおりとする。

- (1) 被監査部門の関係者に対し、帳票及び諸資料の提出並びに事実の説明、その他の監査実施上必要なものを求めることができる。
- (2) 監査実施上必要と認められる各種会議等への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(被監査部門の義務)

第8 被監査部門は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査担当者の義務)

第9 監査担当者は、次の事項を遵守する。

- (1) 監査担当者は、業務上知り得た情報を、正当な理由なくして他に遺漏してはならない。
- (2) 監査は、事実に基づいて行い、常に公正に判断されなければならない。
- (3) 監査担当者は、いかなる場合においても被監査部門の業務の処理・方法等について、直接指揮命令してはならない。
- (4) 監査担当者は、本学のあらゆる部署及び外部からの相談受付窓口等、あらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるよう努めなければならない。

(不正防止計画推進部署との連携)

第10 監査責任者は、不正防止計画推進部署と密接に連携を保ち、不正発生要因を分析し、監査効率の向上を図るように努めなければならない。

2 監査担当者は、不正防止計画推進部署から不正発生要因の情報の入手と分析を行い、効率的な監査計画を立案するものとする。

(監査の通知)

第11 監査責任者は、監査の実施にあたり、予め監査日時・対象者について学長に承認を得るものとする。

(監査の実施)

第12 監査責任者は、監査の実施にあたり、予め監査対象者に通知するものとする。ただし、緊急又は特に必要と認められた場合は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査結果の報告)

第13 監査責任者は、監査の実施後、被監査部門に対し、その結果及び所見について講評を行い、被監査部門との合意に基づく監査結果の報告書を作成し、学長及び理事長に報告すると

もに、監事及び会計監査人に回付するものとする。

- 2 監査責任者は、監事及び会計監査人と、効率的かつ多角的な監査を実施するため、学内の不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法及び公的研究費の運営・管理の在り方等について、情報・意見交換を行う。

(改善是正の措置)

- 第14 学長は、改善又は是正の必要があるものについては、該当する研究者の所属する学部長を通してその措置を命じるものとする。

- 2 前項の措置を求められた学部長は、直ちにその措置を取り、学長に報告しなければならない。

(監査結果の事後確認)

- 第15 監査責任者は、必要があると認められたときは、監査結果の改善事項について監査対象者に事後確認を実施し、学長に報告するものとする。

(文部科学省への協力)

- 第16 文部科学省が大学に対して公的研究費が適切に管理されているか、ガイドラインの実施状況把握のため行う、履行状況調査や機動調査（書面・面接・現地調査）には協力するものとする。

(改廃)

- 第17 この要項の改廃は、学長が行う。

附 則

この要項は、平成27年2月16日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年3月16日から施行する。